

舊傳に云ふ。野々市屋は昔此の地に魚市場を建てたりし初めよりの舊家にて、犀川魚市場草創以來の者なりといひ傳へたり。按ずるに、改作所舊記に載せたる享保三年七月田井村次郎吉の上申書に云ふ。野々市屋五右衛門儀、金澤魚高値に賣候由に而、十村子弟之内金澤へ罷出、横目に被仰付候由承及候へ共、年久敷事故委細存知不申云々と。右野々市屋五右衛門が事は、享保より甚だ以前に而古き事なるべし。又金澤町會所留記に載せたる、正徳五年十月十七日魚問屋野々市屋八郎右衛門・沖津屋吉郎兵衛兩人より、毎朝御膳用の魚鳥の事を町奉行へ申立てたる願書あり。右八郎右衛門は則ち前顯野々市屋五右衛門の子孫にて、此の時代までも魚問屋を勤め居たる事いぢるし。又元祿二年閏正月廿日の捨子届書に、御厩町醫師磯野玄察居屋敷と河原町野々市屋九兵衛家地との境に捨子有之由を書載せたり。右河原町は即ち魚屋町にて、元祿六年の土帳に、魚屋町後。柿木島の方など見ゆ、野々市屋の尻地は柿木島にて、むかしは御厩町と呼べり。扱此の野々市屋の子孫連絡して、五右衛門と稱し、嘉永の頃までも魚商賣をなし、此の小路の

角家に代々居住せしかど、遂に甚だ零落して、屋尻なる土藏を壊ち賣拂ひ、さて後には家屋をも賣却して、遂に此の地を退去せり。

○青物市場

此の市場は、そのかみ魚屋町に魚市場ありし頃は、今近江町の青草辻の如く、魚屋町の繼ぎ堅町の入口に青物市場ありしといへり。金澤町會所横目肝煎諸事留帳に載せたる、享保十年三月十日金澤市場札取調書に、堅町市場札承應二年當御場より御渡に付、町内に懸置申候處、元祿三年火事之砌札取除、肝煎方に只今以預り置申。とあり。右市場札にて考ふれば、承應二年より此の地に青物市場を建て、享保年中までもありしが、其の後止みたりけん。市場の地所は元祿六年の土帳に、土肥加傳次立町市札近所。また中村新五兵衛立町市札より一丁許上足輕町。また松崎龜之助立町市札の近所。などと載せられたれば、土肥氏の邸地の邊に市場札建ちたりしと聞ゆ。土肥の舊邸は安江屋舊邸の並びなる風呂屋の横小路なり。加藤惟寅が蘭山私記に、安永七年十一月堅町に市場再立。毎月十日・十三日・廿日・廿三日。但し

無程相止む。とあり。此の時僅かに市場を復古せしかど、如何なる事にや程なく廢止せしとなり。

○異國屋彌右衛門傳

彌右衛門は、世々舊魚屋町の中程南側に居住し、代々絹布の洗張を商賣とす。家傳に云ふ。先祖以來金澤に居住し、金澤にて異國張の鼻祖なり。故に屋號を異國屋と稱し、今異國を苗字とすと云ひ傳ふといへども、舊記等は傳來せず。或は曰く、官腰に唐仁屋某といふ者あり。此の唐仁屋と金澤の異國屋とは、世に珍敷屋號也。唐仁屋は天文年中に宮腰浦へ唐船着岸し、唐人の宿をなしたり。故に唐仁屋と呼べり。異國屋は朝鮮陣の時擒と成りたる者の子孫なるが故に、異國屋と呼べりといへり。按ずるに、朝鮮陣の時擒と成りたる者の子孫は、金澤藩士に脇田九兵衛・小川久次等あれど、町人には町會所留記に左の如く見たり。高麗より先祖渡り申者之子孫有之哉御尋に付、私共裁許裏屋・借屋に至迄相改申候得共、右高麗より渡り申者之子孫無御座候。爲其御請上之申候。以上。

寶永三年九月六日

本町 肝煎連名

町御奉行所

右は參議中將綱紀卿穿鑿し給ふに依りて、町奉行よりしらすべさせたるもの也。此の時町奉行よりの言上書に、市村清六・金子萬右衛門・小川久次・小川茂兵衛・高麗孫三郎五人、皆高麗陣の時の擒にて、中にも高麗孫三郎に就きては左の如く記載せり。

一、高麗當孫三郎祖父先々孫三郎儀、高麗者に而、金子先萬右衛門与一所に罷越候様に承及候由申候。微妙院様御上洛之翌年御當地に罷越、小幡先々宮内取次を以、御目見被仰付候様に承及候旨申候。御扶持方は不被下置由に御座候。

一、父故孫三郎儀、御入國之翌年岡嶋故兵庫より達御覽、拾一人扶持被下置、御細工人並に被仰付候。殺生御用は相勤不申。寛文十一年江戸御供に罷越、於彼御地病死仕候處、當孫三郎に御扶持方被下置候様に可有之旨、故兵庫申聞候へ共、其頃は病者に御座候而、江戸御供など難相勤由申達候へば、追而氣色も快、押立御用も可相勤躰之節、尙議も可仕旨に而、御扶持方拜領不仕候由申候。當孫三郎儀